

第1回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

令和2年（2020年）2月14日

西知多医療厚生組合議会

令和2年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	6
諸般の報告について	6
一般質問について	6
北川明夫議員	6
1 地域医療機関との病診連携の現状と今後の連携強化の取組について	
2 衛生センターの今後の施設整備方針と処理水の放流方法の変更について	
伊藤清一郎議員	14
1 健康増進施設について	
林正則議員	18
1 健康増進施設整備基本計画について	
2 西知多クリーンセンターで発生するエネルギーの利活用について	
古俣泰浩議員	23
1 公立西知多総合病院開院後5年間の評価について	
2 衛生センターについて	
西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について	31
令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）	
.....	34
令和2年度西知多医療厚生組合一般会計予算	35
令和2年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算	39
令和2年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算	43
令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算	47
令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算	49
令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算	53

令和2年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和2年(2020年)2月14日 午前9時30分
- 2 招集場所 西知多医療厚生組合議場
- 3 応招議員(14人)

1番 早川直久	8番 伊藤清一郎
2番 蔵満秀規	9番 泉清秀
3番 田中雅章	10番 林正則
4番 北川明夫	11番 古俣泰浩
5番 川崎一	12番 渡邊眞弓
6番 工藤政明	13番 夏目豊
7番 井上純一	14番 竹内慎治
- 4 不応招議員 なし
- 5 開閉の日時

開会 令和2年(2020年)2月14日 午前9時30分	
閉会 令和2年(2020年)2月14日 午後0時32分	

第1日 (2月14日)

1 出席議員(14人)

1番	早川直久	8番	伊藤清一郎
2番	蔵満秀規	9番	泉清秀
3番	田中雅章	10番	林正則
4番	北川明夫	11番	古俣泰浩
5番	川崎一	12番	渡邊眞弓
6番	工藤政明	13番	夏目豊
7番	井上純一	14番	竹内慎治

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	宮島壽男	副管理者	鈴木淳雄
副管理者	鈴木希明	副管理者	佐治錦三

[総務部]

総務部長	前田達郎	総務課長兼 衛生センター所長	佐々木美喜子
------	------	-------------------	--------

建設課長 浅井紀克

[公立西知多総合病院]

院長	浅野昌彦	病院事務局長	後藤輝夫
管理課長	阿知波晋	管理課課長兼 経営戦略室長	杉山誠一

管理課課長兼 人事管理室長	和田真貴	医事課長	坪井信治
------------------	------	------	------

医事課課長兼 地域医療連携室長	守山直宏	医事課課長兼 健診センター課長	澤田和典
--------------------	------	--------------------	------

医療情報課長	山田淳一郎	医療情報課統括主幹兼 診療情報管理室長	小林智里
--------	-------	------------------------	------

[看護専門学校]

看護専門学校長 竹内 晴子 庶務課長 中田 昭夫

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 天木 倫子 清掃センター所長 小島 康弘

[知多市]

健康部長 平岩 資久 環境経済部長 早川 毅

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 竹内 忍 書記 牧野 達弘

書記 岡 由里子

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	1	西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
6	2	令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）
7	3	令和2年度西知多医療厚生組合一般会計予算
8	4	令和2年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算
9	5	令和2年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算
10	6	令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算
11	7	令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算

12	8	令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算
----	---	------------------------

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月14日 午前9時30分 開会)

議長 (早川直久)

おはようございます。本日は御多忙の中御参集いただき、大変御苦労さまです。
現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和2年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。
会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者 (宮島壽男)

皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和2年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」をはじめ、8件の議案でございます。

何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (早川直久)

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり、進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 (早川直久)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、2番蔵満秀規議員、10番林正則議員を指名いたします。

議長（早川直久）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（早川直久）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和元年10月分及び11月分の例月出納検査結果の報告、並びに定例監査結果の報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（早川直久）

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

配付いたしました一般質問通告一覧に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め、1人30分以内ですので、よろしくお願いたします。

残時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残時間がなくなりますと、卓上ベルでお知らせいたします。

それでは、一般質問に入ります。

4番、北川明夫議員の発言を許します。

4番（北川明夫）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い2項目を一般質問させていただきます。

質問事項1は、地域医療機関との病診連携の現状と今後の連携強化の取り組みについてでございます。

西知多総合病院の経営状況や黒字化への課題などについては、昨年11月12日、第4回定例会一般質問において詳細な質疑が行われました。その中で、昨年4月から放射線治療を開始したことや、7月から消化器内科常勤医を確保し、稼働病床利用率が上向いてきたことなど、経営改善に向けた良い材料が見られる一方で、引き続き産婦人科医や小児科医をはじめ、消化器内科、脳神経内科、呼吸器外科などの常勤医師不足が大きな課題であることから、医業費用の面で給与費比率の抑制対策や薬剤購入費等の削減策などを講じてきていただいているものの、令和2年度の経常収支黒字化の見通しはついていないとの御答弁でございました。大変難しい課題ばかりではございます。引き続き、管理者や病院長をはじめ、職員が一丸となって課題解決のための不断の御努力をいただきたいと存じます。

令和元年度も残り1か月半となりましたので、経営改善の進捗状況も大変気がかりではございますが、本日私は病院改革プランの取り組みの中で、地域医療機関との連携強化に注目して質問をいたしたいと思っております。

御案内のように、当病院は知多半島北部の急性期医療を担う中核病院として開設されましたが、公立病院として不採算な政策医療を担う役割を負っていることや、周辺地域に大同病院、中京病院、掖済会病院、南生協病院や藤田医科大学病院など基幹病院が多く存在しており、常に患者の皆さんから選択される立場にあることなど、厳しい経営環境下にあるものと推察いたします。

東海市消防が当院に救急搬送した比率を見ますと、開設以来、おおむね50%台にとどまっているのが実情です。患者さんからの信頼を得て、選択される救急病院になるためには、地域内の医療機関との連携・協力関係をより緊密にし、紹介率や逆紹介率を引き上げる努力が何より大切です。そのためには、地域の医療機関と当院が役割分担をし、必要に応じて共同で診療等を行い、相互協力で地域医療を支えることを目的とした登録医制度の普及を図ることが重要だと考えます。

しかし現在、知多北部3市1町の医療機関のうち、登録医に加入しているのは医科で52%、歯科では39%と、まだまだ低い状況でございます。

また、患者さんの同意に基づき診療情報をリアルタイムで共有し、患者紹介や医療機器等の共同利用を効率化するネットワークを普及拡大していくことも患者の皆さんの信頼を得る有効な取り組みであると考えます。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目は、地域医療機関との緊密な連携協力を目的とする登録医制度は、平成30年度末で医科134機関、歯科58機関が登録済みと伺いますが、病診連携の現状をどのように評価されているのか、また今後登録医の増加を図るために、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねします。

2点目は、地域医療機関をつなぐネットワーク、「さくらねっと」が構築されており、50の登録医療機関が加入していますが、登録医全体の4分の1にとどまっている理由は何なのか。また、今後の普及拡大について、取り組み方針はどのようなかお伺いをいたしたいと思います。

質問事項の2は、衛生センターの今後の施設整備方針と処理水の放流方法の変更についてでございます。

平成30年度に衛生センターに搬入された、し尿と浄化槽汚泥の総量は2万5,209キロリットルで、うち東海市分が8割、知多市分が2割を占めております。現衛生センターが竣工した平成8年度の搬入量は4万2,047キロリットルでありましたので、この22年間で約40%減少しております。これは御案内のように、両市において下水道整備が進められ、し尿収集人口や浄化槽対応人口が減少することによるものでございます。今後とも減少傾向が続くことで、現施設の計画処理能力100キロリットルに対し、現在は約7割程度の負荷率であるものが、近い将来には5割以下に低下すると予測されております。

これに対し、組合は平成28年度に施設整備方針検討業務を委託し、今後の処理方式の検討を始め、主要設備や建屋の機能評価とともに、設備の延命化や修繕計画の検討など課題整理を行っておりますので、今日までに具体的な事業化に向けた準備が進められているものと思います。

また、昭和39年に遡って、し尿の共同処理のために、上野町、横須賀町、知多町で西知多衛生組合を設立した当時から、処理水の排水は目の前の野崎川への放流ではなく、県道や市道等の占用許可を受けて、専用管を敷設して海洋放流を行っており、平成30年度は年間約2万8,000立方メートルを放流しております。

当時は処理水の塩化物濃度が高く、周辺農地への影響を懸念しての対応であったと承知しております。しかし、専用管の敷設から、もう既に50年以上経過しており、管渠の老朽化も進行していると推察いたします。

また近年、水質問題への新たな対策を講じていることや、信濃川東部地区の土地

区画整理事業が進んでおりまして、平野地区におけるポンプ場の存廃も課題となっていると伺っておりますので、こうした状況変化を受けて、今後どう対応するのかについてお尋ねをいたします。

1点目は、現衛生センターは整備後24年が経過し、この間の下水道事業等の進捗等により、処理水量の減少が続くほか、脱水汚泥の乾燥焼却方式の見直し検討などの課題が指摘されていますが、今後の施設整備方針やその時期については、どのようなお考えなのか。

2点目として、処理水の排水は、昭和42年のし尿処理開始時から約5.6キロの専用管を通じて横須賀港に放流していますが、維持管理はどのように行っているのか。また近年、水質改善が図られたことなどから、現在の処理水の放流方法の変更が検討されていると伺いますが、どのような状況なのかをお伺いしたいと思えます。

第1問を終わります。

管理者（宮島壽男）

北川明夫議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、地域医療機関との病診連携の現状と今後の連携強化の取り組みについてでございますが、公立西知多総合病院は、急性期医療の中核病院として、また、診療所はかかりつけ医やかかりつけ歯科医として、適切な役割分担のもと連携を図りながら地域医療の充実に努めてきたところでございます。今後も病診連携を進め、市民が安心して暮らせる医療を提供してまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

院長（浅野昌彦）

質問事項の1、地域医療機関との病診連携の現状と今後の連携強化の取り組みについての1点目、「病診連携の現状をどう評価し、今後登録医の増加を図るために、どう取り組んでいくか」についてでございますが、公立西知多総合病院登録医制度は、当院と地域の医療機関がそれぞれの役割を分担するとともに、緊密な連携を図ることにより、相互で地域の医療を支え、良質な医療を提供する協力体制を高めていくことを目的として、平成27年5月の開院時から実施しております。

開院当初は、東海・知多両市民病院の登録医を継承し、医科72、歯科24、合

計 96 医療機関で発足しましたが、令和 2 年 1 月末現在では、医科 137、歯科 59、合計 196 医療機関まで増加しております。

また、平成 27 年 5 月の地域の医療機関等から当院への紹介率は 38.2%、当院から地域の医療機関への逆紹介率は 61.2%でしたが、令和元年 12 月では紹介率 67.3%、逆紹介率 87.5%に向上しております。これらのことから、当院が知多半島北西部地域の中核病院として地域の医療機関から信頼を得つつあるものと認識しております。

しかし、昨年度後半から本年度 6 月において、消化器内科常勤医師不在、平成 30 年度当初からの脳神経内科常勤医師不在により、地域医療機関から該当診療科への紹介が減少したことからも、地域の医療ニーズに応えられるよう診療体制の整備・充実が必要となります。あわせて診療案内、地域医療連携室だよりの送付、西知多オープンセミナー等各種医療従事者向けの研修会の開催に加えて、医師同士の顔の見える関係づくりを構築し、信頼関係の醸成を図ることも必要となりますので、地域医療機関への訪問やアンケートを積極的に行い、御意見や御要望にできるだけきめ細やかに対応していくことが重要と考えております。

今後とも、地域医療機関との信頼関係を構築し、病診連携、病病連携を推進することで、登録医になっていただけるよう努めてまいります。

質問事項 1 の 2 点目、「さくらねっとの普及が登録医全体の 4 分の 1 にとどまっている理由は何か。また、今後の普及拡大についての取り組みはどのようなか」についてでございますが、平成 27 年 5 月の開院当初、当院単独の地域医療ネットワークを立ち上げ、地域の医療機関からオンラインにて当院のカルテ内容や検査結果等の診療情報の参照、また、診察及び CT・MRI 等各種検査の予約が可能となっております。

その後、さくらネットは平成 29 年 2 月から、当院と半田市立半田病院、常滑市民病院の 3 病院で、「知多半島医療連携ネットワーク」として運用を開始し、3 病院の診療情報を地域の医療機関が参照できるよう、ネットワーク整備をしてまいりました。なお、現時点でオンラインによる診療予約、CT・MRI・骨密度等、各種検査の予約を実施しているのは、3 病院中当院のみとなっております。

ネットワーク参加医療機関は、平成 27 年 6 月末で 21 医療機関、令和 2 年 1 月末では 55 医療機関と増加はしておりますが、登録医数の 4 分の 1 程度となってい

る理由としては、地域の医療機関では、セキュリティ上、パソコン等ネットワーク動作環境を独立して整備したいが、診察室のスペースの問題で設置が困難であること、紹介数から見てシステム構築への投資効果が薄いと判断されること、通常はファックスによる予約申込で特に不便を感じないこと、ファックスならば医療機関の診療スタッフに指示して完了できること、パソコン操作があまり得意ではないこと等が挙げられております。

これらは、当院の医師や地域医療連携室の職員が個々の医療機関に訪問して、ネットワークへの参加依頼をしたときに直接お聞きしたことでございます。

地域医療機関にも、様々な事情があるものと認識してはおりますが、今後とも、訪問や地域医療連携室だよりにおいて、ネットワークの利便性について説明し、普及の拡大に努めてまいります。

答弁は以上でございます。

総務部長（前田達郎）

質問事項の2、衛生センターの今後の施設整備方針と処理水の放流方法の変更についての1点目、「衛生センターの今後の施設整備方針やその時期について」でございますが、平成29年3月に作成いたしました、施設整備方針検討業務委託報告書では、現施設は水処理及び脱水汚泥処理について、最も普及している設備であるため、当面は現況の処理方式を継続するとされ、安定したし尿処理を継続するために必要となる整備スケジュールについては、各設備において2年から5年ごとの補修整備計画が示されております。

また、焼却設備の老朽化対策といたしましては、設備の更新のほか、焼却設備を堆肥化や助燃剤化などの資源化設備に切り替える方法や、民間処理方法などが提案されております。

今後の方針といたしましては、この報告書をもとに、当面は保守点検や修繕工事のときに機械機器の状態を確認し、毎年更新している整備スケジュールに沿って、定期修繕、計画修繕を進めて安定的なし尿処理を行ってまいります。

また、老朽化した設備機器の更新や処理量の減少に伴う施設設備の変更については、例えば間欠運転モードの設備を追加するなど、具体的な整備計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、2点目、処理水の放流方法の変更の検討の状況についてでございますが、

昭和42年のし尿処理の事業開始から現在まで、一部敷設替えを行った場所もありますが、衛生センターから横須賀港までつなぐ埋設管により、施設の処理水を放流しております。

埋設管の管理につきましては、定期的に見視により埋設している道路等の状況を確認しております。今までに修繕した記録につきましては、平成13年に信濃川川床を通る埋設管が腐食して修繕した経緯がございます。

放流方法の検討といたしましては、衛生センターの前を流れる野崎川に処理水を放流することを以前から検討しておりましたが、川の水を農地に利用する場合もあることから、塩分濃度に明確な基準値がないことにより、地元の方に不安があったため、今まで実施することができませんでした。

しかしながら、野崎川の上流に位置する知多市の最終処分場が平成22年4月に新設稼働しておりまして、この最終処分場から野崎川に放流される処理水について、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に示されている処理水基準値項目の中に、塩分濃度の基準値が1リットル当たり500ミリグラムと示されたこと、及び平成30年から衛生センターが使用している水処理剤を新しいものに変更したことにより、塩分濃度に改善が見られ、1リットル当たり200から300ミリグラム台に低下したことで、最終処分場の基準値以下となったこと、また、埋設管の老朽化による維持管理が厳しいものになることもあり、放流先の変更について積極的に進めていきたいと考えたものでございます。

現在は地元の理解を得ること及び放流先の変更に関する法的な手続について、県と協議を進めているところであり、また知多市・東海市の担当課とも手続についての調整を図ってまいります。

以上でございます。

議長（早川直久）

北川議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

4番（北川明夫）

ありがとうございました。

それでは、恐縮ですが2点再質問させていただきたいと思うのですが、最初のさくらねっとの関係で、御答弁の中に登録医の方の費用負担といたしまして、お金の面だとか、どの程度の負担がかかるものなのかということをお教えいただければ

と思います。

2点目は、衛生センターのまだこれは御検討はなさっていないとは思いますが、もし放流方法の変更によって専用管は不要になるわけですけれども、その不要になった専用管というのは、今後どのように対応していかれるのか。今、お考えがおありであれば教えていただきたいと思います。

病院事務局長（後藤輝夫）

医療機関の負担について、お答えさせていただきます。

医療機関については、インターネットセキュリティ環境の維持に要する費用が必要となります。なお、インターネットの設置等につきましては、当院の職員で対応するため、医療機関側の負担はございません。

以上であります。

総務部長（前田達郎）

御質問の「不要となった専用管をどのように維持管理などを行う予定か」でございますが、専用管が不要となった場合においては、撤去すべきものでございますが、全長5.6キロメートルもの管でございますので、一度に撤去工事を行うことは難しいと考えております。

撤去計画につきましては、放流管廃止方針検討業務を委託して検討し、道路や河川の管理者である県及び知多市、東海市と協議して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（早川直久）

北川議員、要望がありましたら、発言を許します。

4番（北川明夫）

要望等はございません。ありがとうございました。

議長（早川直久）

以上で、4番、北川明夫議員の一般質問を終わります。

続きまして、8番、伊藤清一郎議員の発言を許します。

8番（伊藤清一郎）

皆様おはようございます。知多市議会の伊藤清一郎です。議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に基づきまして、健康増進施設についてを質問させてい

たきます。

皆様御存じのとおり、西知多クリーンセンター建設予定地や健康増進施設予定地は、50数年前までは海でした。昭和37年10月から始まった臨海部の埋め立てに伴う企業の進出により、海岸一帯の形態は大きく変わりました。海の埋め立てにより、海水浴ができなくなった市民のために、当時建設された施設が海浜プールです。

海浜プールは、昭和47年夏に一部がオープンし、翌年7月に完成しました。その頃は、様々な大会が行われた50メートル競泳公認プールをはじめ、25メートルプールや幼児プールなどが設置され、現在に至るまで、夏になると多くの東海・知多両市民や、そのほか市外からの来場者でにぎわっております。私も小学生時代には、夏休みになると友人たちと遊びに行き、家庭を持った今では、子供たちと一緒に楽しく過ごした思い出のあるプールでもあります。私の出生と同じ、昭和48年に完成した思い出の海浜プールが、約50年後の現在において新たな健康増進施設に生まれ変わろうとしております。

そこで、事務移管後の本市と東海市が共同で建設する、西知多クリーンセンターで発生するエネルギーを活用する健康増進施設について質問いたします。

質問の1点目、これまでの経緯について。2点目、施設の機能及び整備方針について。3点目、事業手法について。4点目、事業スケジュールについて。

以上を伺います。御答弁よろしく願いいたします。

管理者（宮島壽男）

伊藤清一郎議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「健康増進施設について」でございますが、健康増進施設につきましては、昨年4月に当組合が建設事務を開始し、施設の基本的事項を整備する「健康増進施設整備基本計画」の策定業務を実施しておりますが、現在、両市及び組合で、「健康増進施設基本構想」を基にしながら、民間活力を活用する事業方式等について、より幅広く検討を進めております。

この検討結果を踏まえ、より両市民が親しみやすい施設となるよう、建設事務に取り組んでまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、総務部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

総務部長（前田達郎）

質問事項1、「健康増進施設について」の1点目、「これまでの経緯について」でございますが、平成27年度の両市による健康増進施設の共同建設に関する合意を起点として、両市において、協定の締結や健康増進施設基本構想の策定が行われました。

当組合では、昨年4月に健康増進施設の建設事務を開始し、基本構想の内容をもとに、「健康増進施設整備基本計画」の策定に着手しました。

その後、基本計画の検討委員会の開催、組合議会及び職員による先進地の視察、両市との施設内容に関する協議などを実施してまいりましたが、建設予定地が市街化区域に編入される予定となったこと、愛知県内における民間施設の誘致事例が複数確認できたことから、基本計画の策定スケジュールを見直し、現在、両市及び組合で民間活力を活用する事業方式等について、より幅広い検討と調整を進めているところでございます。

次に2点目、「施設の機能及び整備方針について」でございますが、平成29年度に、両市において策定された「健康増進施設基本構想」では、健康増進施設の目指す方向性として、基本方針には「市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進」が掲げられ、基本コンセプトには「誰もが健康づくりに取り組める施設、生涯を通じて健康づくりを続けられる施設、民間活力の活用による施設」を目指すことが示されています。

当組合においても、この基本構想の方向性に沿って基本計画を策定してまいりますが、民間活力を活用する事業方式等を検討するに当たり、民間事業者の施設建設、運営に対する考え方を調査してまいります。その上で、基本方針や基本コンセプトを念頭に、施設の機能や運用のあり方などについて詳細な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に3点目、「事業手法について」でございますが、「健康増進施設基本構想」では、その当時の建設予定地に係る都市計画法による規制等を前提として、公設公営、公設民営、民設民営など、想定される複数の事業手法を整理しております。

現在、市街化調整区域である建設予定地が市街化区域に編入される見込みとなったため、民間活力を活用する事業方式等について、より幅広い検討と調整を進めているところでございます。

次に4点目、「事業スケジュールについて」でございますが、現在、事業手法について、「健康増進施設基本構想」の基本方針や基本コンセプトをもとに、より幅広く検討を進めているところでございます。

その検討の結果によって、事業手法や事業主体を定めてまいりますので、現時点では具体的なスケジュールをお示しすることができませんが、これまでどおり、令和5年度の施設完成を目指してまいります。

以上でございます。

議長（早川直久）

伊藤議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

8番（伊藤清一郎）

詳細な御答弁をいただき、ありがとうございました。終わりに、所感と要望を述べさせていただきます。

事務移管前に、平成31年知多市議会3月定例会にて、健康増進施設について一般質問させていただきました。その当時の宮島市長の答弁では、「健康増進施設は健康づくりや健康寿命の延伸を図る上で、拠点となる大変重要な施設であります。建設予定地となっている海浜プールは、昨年の夏休み期間中も駐車場があふれるほど市内外から多くの方々の御来場をいただきました。新たに建設する健康増進施設は全天候型施設であり、市民の期待も大きく、1年を通して幅広い世代の健康づくりや福祉の増進につながるにぎわいのある施設となるよう、しっかり取り組んでまいります。あわせて、学校プールの代替機能としての検討も進めてまいります。」と答弁されておりました。

現在も管理者として、宮島市長の思いは変わっていないと確信しております。

さて、先人の方々が進められた臨海部の埋め立てにより、産業道路や臨海部の工業地帯ができ、私たちの世代はその恩恵を受け、今日まで育ってまいりました。埋め立てが始まり、50数年が経った現在、西知多道路の整備事業に伴い、最寄りの寺本インターが整備される予定でございます。

周辺一帯の交通アクセスが今以上に便利になります。また、家族が楽しめるプールだった屋外施設の海浜プールが、このたび屋内型の健康増進施設に生まれ変わります。市民の健康づくり、健康寿命の延伸の拠点となる施設、誰もが生涯を通じて健康づくりを続けられる施設を目指していただきたいです。

健康増進施設は民間活力を活用する民設民営でも良いと私は考えますが、利益重視の公共性のない施設には断固反対です。公共性の担保を必ず維持していただき、健康増進施設整備基本計画を策定していただきたいです。そして、東海・知多、両市民に喜んで楽しく運動していただき、健康寿命の延伸の一助になる施設にさせていただくよう強く要望を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（早川直久）

以上で、8番、伊藤清一郎議員の一般質問を終わります。

続きまして、10番、林正則議員の発言を許します。

10番（林正則）

議長のお許しをいただきましたので、1番目、「健康増進施設整備基本計画について」質問をいたします。

温水プール等の健康増進施設について、両市は、平成27年9月14日に「ごみ処理施設の稼働により発生するエネルギーを活用して、市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進を目的とする、温水プール等の健康増進施設を両市民の利便性を考慮し、現知多市営海浜プール敷地内に両市が共同して建設します」という合意書を締結いたしました。

さらに、平成28年12月26日に、両市は「平成35年度の健康増進施設の完成を目指して協議を行い、平成29年度中に健康増進施設に関する基本構想を策定します。基本構想の策定においては、民間活力の活用等を踏まえた検討を行います」という協定書を締結し、検討がスタートいたしました。

その後、建設予定地周辺の法規制等の状況確認、国及び愛知県の健康に関する計画、両市の上位計画、関連計画、両市の健康づくりの現況、両市の主な公共の健康増進施設の現状の確認を行っております。そして両市の健康づくりにおける環境整備の課題として、両市とも健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸をするために、ソフト面とハード面、両面から市民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備を進めております。

自主的に健康づくりに取り組む人が増えてきており、市民の健康意識の高まりに合わせて気軽に健康づくりに取り組めるよう、きっかけづくりの場として健康増進施設を充実させる必要があると考えます。

そのような中で、公共の健康増進施設の現状を見ると、東海市には北部と中部に温水プールがそれぞれ1カ所、トレーニングジムは北部・南部にそれぞれ1カ所、知多市には温水プールがなく、トレーニングジムは北部に1カ所となっており、両市とも身近で気軽に健康づくりに取り組める施設の整備が必要と整理がされております。

これを受けて、両市の健康づくりにおける課題の解決に向けた新しい健康増進施設の目指す方向性を示すための基本方針は、先ほど答弁ありましたけれども、市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進としています。

また、基本コンセプトが、1. 誰もが健康づくりに取り組める施設。2. 生涯を通じて健康づくりを続けられる施設。3. 民間活力の活用による施設。としております。

1つ目の「誰もが健康づくりに取り組める施設」については、子供から高齢者までの幅広い世代が温水プールなどを利用して、健康づくり・体力づくりに取り組める施設を目指しております。プール用の車椅子を用意したり、更衣室から動線となるプールサイドを広くし、車椅子に配慮する。また、2階建て以上の場合はエレベーターを配置するといった、肢体不自由の障害を持った方への配慮は検討しやすいと思いますが、LGBTの方への対応の事例を御紹介いたします。

女性への性別適合手術を受けたが、性同一性障害特例法の規定で戸籍を男性から女性に変更できなかった利用者がスポーツクラブから戸籍上の性、この場合は男性ですが、男性側で施設を利用するよう求められたと。これは人格権の侵害として損害賠償を求められ、提訴されています。平成29年6月に和解が成立しましたが、その和解情報には、戸籍によって一律に対処する運営の改善が盛り込まれたという事例がありました。視覚障害者及び聴覚障害者などの障害は多様に存在いたします。

そこで、質問の1点目として、基本コンセプトの「誰もが」に対して、どこまで対応するのかお伺いいたします。

次に、令和元年12月23日、全員協議会において、健康増進施設建設予定地の敷地に係る条件が変更される予定等が判明し、及び愛知県内において民間施設の誘致事例が複数確認できたことを受けて、健康増進施設整備基本計画の策定期間を変更する旨の説明がありました。

そこで質問の2点目に、基本合意に至った時点から両市における環境の変化があ

ったかを伺います。

次に、現在、西知多医療厚生組合のホームページの健康増進施設の内容のページには、健康増進施設整備計画について2回開催され、検討委員会の開催日時、場所、資料、議事録及び検討委員名簿が掲載されております。また、知多市のホームページに移動はしますが、東海市・知多市健康増進施設基本構想が掲載され、市民の皆さんに公開されております。

基本構想には、第3章、市民ニーズの把握として、東海市及び知多市の市内在住3,000人を対象とした市民アンケートが実施され、1,213人、回答率40.4%の方の回答結果が記載されています。また、ヒアリング調査として、体育関連団体等、7団体からのヒアリング調査結果が記載されております。

また、第4章には、健康増進施設の基本的な考え方として、施設に求められる機能として、基本方針、基本コンセプト、市民アンケート調査の市民ニーズ等を踏まえ検討を行った結果として、1. 一般水泳用プール機能から、7. 講義室機能までの7つの機能が必要であると丁寧にまとめられております。

令和元年12月23日の全員協議会で、「民間誘致の場合の募集条件の設定を含む、両市及び組合による事業方式等の詳細な検討をスタートする」と説明がありました。民間誘致に決定し、完成した健康増進施設が基本構想と全く違うものができたときに、市民アンケートに丁寧に回答をいただいた市民の皆さん、ヒアリング調査に真摯に御協力をいただいた関係団体の方々及び基本構想を読んで完成を楽しみにしている両市の市民の皆さんはどう思われるでしょうか。

そこで、質問の3点目、民間誘致の場合であっても基本構想や10月2日全員協議会で報告された基本計画の経過報告の内容に変更がないことを確認しておきたいと思えます。

質問の2番目に、西知多クリーンセンターで発生するエネルギーの利活用について伺います。

ごみ処理施設整備基本計画における検討を踏まえ、電気エネルギーでの利活用方法は、1. 電力会社の電線を用いた電気の直接利用と、2. 電気を売却した売却益の活用の2つが検討されております。

健康増進施設が民間誘致の場合は、電線を用いた電線の直接利用は必要がなくなり、電気を売電した売電益が残ると考えます。その場合の帰属についてですが、西

知多クリーンセンターの建設は組合であるために、売却益については西知多クリーンセンターの中長期における修繕費を補完する費用として、組合が基金として積み立てておくことも有効だと考えます。

そこで、最後の質問として、電気を売却した場合の売却益の帰属について伺います。

以上で全ての質問を終わります。答弁よろしく願いいたします。

管理者（宮島壽男）

林正則議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「健康増進施設整備基本計画について」でございますが、健康増進施設整備事業につきましては、現在、健康増進施設基本構想の基本方針及び基本コンセプトをもとに、市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進を推進する施設となるよう、取り組んでいるところでございます。

各質問事項につきましては、総務部長から答えさせますので、よろしく願いいたします。

総務部長（前田達郎）

質問事項1、「健康増進施設整備基本計画について」の1点目、「基本コンセプトの「誰もが」に対して、どこまで対応するのか」についてでございますが、多くの方が利用しやすいように、ユニバーサルデザイン対応を実施してまいる予定でございます。

子供から高齢者までの幅広い世代の方が利用しやすいように、両市及び組合において協議・調整してまいります。

次に2点目、「基本合意に至った時点から両市における環境の変化があったか」についてでございますが、平成30年の3月に基本構想が策定されて以降、約2年近く経過し、建設予定地の敷地条件の中でも影響が大きい事項である都市計画上の区域区分が、市街化調整区域から市街化区域に編入される予定の実現性が高まったこと、及び愛知県内において民間施設の誘致事例が複数確認できたことから、両市及び組合で、より幅広い検討と調整を進めているところでございます。

次に3点目、「民間誘致の場合であっても基本構想や10月2日の全協報告の基本計画に変更がないことの確認について」、でございますが、このことにつきましては、12月23日の全員協議会で説明した新たな検討及び調整を両市及び組合に

において進めた結果を含めて基本計画を策定していく予定でございます。

質問事項2、「西知多クリーンセンターで発生するエネルギーの利活用について」の1点目、「電気を売却した場合の売電益の帰属について」、でございますが、令和元年5月14日のごみ処理施設整備・運営事業の入札公告の資料である要求水準書にて、組合に帰属することを定めております。

以上でございます。

議長（早川直久）

林議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

10番（林正則）

再質問1点、お願いいたします。

質問事項1の2点目の答弁で、愛知県内において民間誘致の誘致事例が複数確認できたとの答弁がございましたが、誘致事例について、バリアフリー及びユニバーサルデザイン対応はクリアしているのかについて伺います。

総務部長（前田達郎）

当組合が愛知県内において確認した民間施設の誘致事例は、東海市及び高浜市の2事例でございます。

ユニバーサルデザインなどの対応につきましては、2事例とも公表されている募集資料において明確な規定はなく、具体的な対応は確認できませんでした。

なお、東海市の事例では、市からの要請によりエレベーターを設置することとなり、市の補助金が交付される予定と聞いております。

以上でございます。

議長（早川直久）

林議員、要望がありましたら、発言を許します。

10番（林正則）

答弁ありがとうございました。

最後に要望を申し上げます。最後に答弁をいただいた基本計画の策定スケジュールが延期になったきっかけとなった、複数の民間誘致の施設の1つである高浜市の施設は、先進地視察も伺いましたが、会員制のスポーツ施設で入会金が税抜きで1万円、事務手数料も税抜きで3,000円、月例会費も希望のコースで違いがありますけれども、6,600円から8,000円であります。バリアフリーにはなっ

ていないことは、皆さんで確認したところであります。

また、東海市の施設は料金設定は公開されていませんが、知多市にも同様の施設があつて、入会金1万円、事務手数料3,000円は同じで、月例会費もコースによって5,300円から7,400円となっています。

民間施設なので営利を伴うため、料金が高額な設定も利用者が健常者を想定しているため、エレベーターがないことも理解はできます。利用者が全てを理解した上で、楽しく健康増進を図っているすばらしいスポーツ施設だと思います。

しかし、今回の健康増進施設は両市民のアンケートや関係団体のヒアリングにあるように、一般用のプールに加え、幼児や小学校低学年が安全に遊べるプール、水中歩行プール、車椅子でも安全なプールサイド、器具を使って運動できるジム、ヨガ・ダンスができるスタジオ、休憩・飲食スペースや各種水泳教室などを、1点目の答弁にあつたように多くの人々が利用しやすいユニバーサルデザイン対応を実施した設備です。

冒頭でLGBTの件を紹介いたしました。ユニバーサルデザインには7つの原則があつて、1点目、どんな人でも公平に使えること。2点目、使う上で柔軟性があること。3点目、使い方が簡単で自明であること。4点目、必要な情報がすぐにわかること。5点目、簡単なミスが危険につながらないこと。6点目、身体への過度な負担を必要としないこと。7点目、利用のための十分な大きさや空間が確保されていることの7つです。

車椅子利用者でも健常者でも、誰もが心地よく、両市民の皆さんに理解される料金設定で利用できる公共性のある健康増進施設でなければならないと感じています。事業方式は問わないものの、施設がオープンして施設を利用している東海市・知多市の市民の皆様が満面の笑顔あふれる施設になるよう要望して質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（早川直久）

以上で、10番、林正則議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、古俣泰浩委員の発言を許します。

11番（古俣泰浩）

議長の指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして、2項目。

質問事項1、「公立西知多総合病院開院後5年間の評価について」、質問事項2、

「衛生センターについて」を質問させていただきます。

まずは、質問事項1、「公立西知多総合病院開院後5年間の評価について」ですが、平成20年7月に、東海・知多市、両市は東海市・知多市医療連携等あり方検討会設置に関する協定書を締結し、東海市・知多市医療連携等あり方検討会を設置いたしました。

その背景といたしましては、平成20年4月に東海市民病院は地域医療を守るため、市内の民間病院であった東海産業医療団中央病院と統合し、急性期と慢性期による医療・ステージ分業型の新体制をスタートしましたが、医師の確保は予定どおりには進まず、経営も悪化している状況でした。

また、知多市民病院においても、産婦人科医師の不足により、平成20年4月から分娩の扱いを休止しており、眼科や脳神経外科では常勤医が不在となるなど、医師不足の影響が広まっていました。

こうした両市民病院における共通の課題であった医師の不足や救急医療体制の弱体化、市民病院の役割の変化と地域との医療連携の不足等、病院経営の悪化などの喫緊の課題を、もはやおのおのの病院単独の努力では限界となっている現状を踏まえて、地域の医療を守り、市民の安心と健康を確保していくという共通の認識に立って、知多半島北西部で隣接する両市民病院の連携・協力・再編等に関して具体的なあり方を検討するために設置された同検討会では、医療の専門家を中心とした委員構成で、延べ6回の会議を開催して真摯な議論を重ねて報告書を取りまとめました。

東海市・知多市両市長に提出されたその報告書には、東海市及び知多市の地域医療を守り、市民の安全と健康を確保するため、東海市民病院と知多市民病院の連携・協力・再編等のあり方について、救急医療体制、医師の確保、地域医療との医療連携、病院経営の視点で検討をした結果、救急搬送や紹介患者の受入れの状況等からは地域における中核病院として、救急医療や病診連携の紹介先の病院としての役割を十分に果たしていないこと。また、医師数や臨床研修医の採用状況などからは、スケールメリットを生かし、医療の質を高めるとともに、医師の勤務環境を改善し、勤務医師や臨床研修医からも魅力のある病院とする必要があるとして、知多半島医療圏の北西部地域に求められる2次救急医療や質の高い医療サービスを住民に提供し、1次医療を担当する開業医と協働して地域完結型の医療体制を構築するために

は、両市民病院の経営や施設を完全に統合し、適切な場所に適正規模の新病院を建設することが最も望ましいものであるとの結論が期され、両市長に報告されました。

この検討会の報告をもとに、平成23年4月には新病院建設基本構想、基本計画が策定され、新病院の目指すべき病院像として、1つ目には救急医療の充実した病院、2つ目には質の高い医療を提供する病院、3つ目には地域医療と医療連携を強化した病院、4つ目には健全で安定した経営のできる病院を掲げ、東海市・知多市両市民の集合を担い、平成27年5月に公立西知多総合病院が開院いたしました。

間もなく開院後5年を経過するに当たり、この地域の医療提供機関の中核としての役割をしっかりと検証・評価し、今後の病院運営につなげていただきたいとの思いから質問をいたします。

質問事項1、「公立西知多総合病院開院後5年間の評価について」の1つ目、「知多半島北西部の基幹病院としての使命について」、2つ目、「救急医療の提供について」、3つ目、「地域医療との連携について」を伺います。

次に、質問事項2つ目、「衛生センターについて」伺います。

し尿処理に関しては、先ほどもございましたが、両市が市制施行前の昭和39年4月に、当時の横須賀町、上野町、知多町が共同でし尿消化槽設置を図るために、知事認可の西知多衛生組合としてスタートいたしました。

以来、半世紀余にわたり、し尿処理施設は東海市・知多市両市の快適かつ衛生的な生活環境の保持に不可欠な社会的インフラとしての役割を果たしてまいりました。この間、し尿処理技術は民間主導で開発が行われ、目覚ましく発展して、現在では高度な処理技術が確立されています。

このような技術発展に伴う放流水質の向上などにより、周辺環境への負荷が減少した反面、近年では、し尿処理施設の維持管理費の高騰、維持管理技術員の確保、並びに、これに伴う維持管理レベルの確保や組合においては搬入量の偏り等による受益等の負担のあり方と、将来にわたり施設の維持管理、運営面における課題が山積していると思います。

こうした中で、他市町においては、し尿処理施設の運営管理において、PFI方式で長期包括的に運営管理業務を委託する方式、包括的民間委託を導入または導入に向けて検討を始めた自治体が増加しているともお聞きしております。

そこでお伺いをいたします。

質問事項2、「衛生センターについて」の1つ目、「搬入量の推移について」、2つ目、「し尿処理施設の運営管理の現状について」、3つ目、「民間事業者への事業委託の考えについて」お伺いいたします。答弁よろしくお願ひいたします。

管理者（宮島壽男）

古侯泰浩議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「公立西知多総合病院開院後5年間の評価について」でございますが、公立西知多総合病院は、知多半島北西部の急性期医療の中核病院として、平成27年5月に開院いたしました。

この5年の間には、地域災害拠点病院の指定や地域医療支援病院の承認を受けるとともに、緩和ケア病棟の開設やがん放射線治療を開始するなど、順次病院機能を充実してきたところでございます。

これまで安全で質の高い医療を提供し、地域の皆様から信頼される病院を目指して努力をしてまいったところでございます。

依然として医師不足や厳しい経営状況にありますが、今後も地域に誇れる基幹病院として、救急医療、急性期医療の充実に努め、安心して暮らせるまちづくりに貢献をしてまいりたいと思っております。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び事務局長から答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

院長（浅野昌彦）

質問事項1、「公立西知多総合病院開院後5年間の評価について」の1点目、「知多半島北西部の基幹病院としての使命について」でございますが、知多半島北西部の急性期医療の基幹病院としての使命は、質の高い医療を提供し、地域医療機関との連携を強化することと考えております。

これらを実現するために、患者さんに寄り添い、安心安全な医療を提供していくこと、また地域のかかりつけ医と協働して患者さんの治療に当たることが必要であります。開院して5年が経過し、研修医、専攻医ともに増加し、診療実績が徐々に向上しています。

今後も知多半島北西部の基幹病院としての使命を果たすべく、職員が一丸となって努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

病院事務局長（後藤輝夫）

次に2点目、「救急医療の提供について」でございますが、今年度4月から12月までの救急診療センター受診状況は、入院患者数2,713人、1日平均で9.9人となっており、前年同月期と比較し、入院患者数で122人、1日平均で0.4人減少しました。また、外来患者数では、1万2,967人、1日平均で47.2人となっており、前年同月と比較して1,400人、1日平均で5.0人減少しました。これらの減少要因は、4月から6月までの上四半期において、消化器内科医が不在となった影響によるものでございます。

次に、同期間の救急車受入件数でございますが、合計3,538件、1日平均12.9件となっており、前年同月より322件、1日平均で1.1件減少しております。うち、市町村別では、東海市1,491件、1日平均5.4件で前年同月より224件、1日平均0.8件の減、知多市1,519件、1日平均5.5件で、前年同月より100件、1日平均0.4件の減少となっており、救急車受入におきましても、消化器内科医の不在により、吐下血等の受入を制限したことによるものでございます。

以上です。

院長（浅野昌彦）

質問事項1、「公立西知多総合病院開院後5年間の評価について」の3点目、「地域医療機関との連携について」、でございますが、知多半島北西部地域の中核病院として急性期医療を担う当院は、開院以来、地域完結型医療を推進してまいりました。

地域完結型医療では、地域の医療機関との連携を図り、患者さんに切れ目の無い医療を提供することが最も重要と考えております。

開院時から、地域医療連携室を含む患者サポートセンターを設置し、患者さんの円滑な受診や入退院の支援が一体として行える体制をつくっております。

地域医療機関との連携システムとしては、開院時より地域の医療機関とオンラインで診療や各種検査の予約が取れるようにシステム構築を図ってまいりました。

また、西知多オープンセミナーをはじめとする地域の医療従事者に対する研修や症例検討会、後方支援病院との西知多病病連携会議の開催、毎月発行の地域医療連携室だよりで各種情報の発信を行っております。

平成30年10月30日には、県知事より地域医療支援病院の承認を得たことで、

地域医療連携協議委員会の開催等、従来にも増して地域医療機関との連携強化を図っているところでございます。

地域医療機関との連携につきましては、信頼関係の構築が最も重要であるということは十分認識しておりますので、私自身も東海市医師会、知多市医師団の定例会に出席しているほか、当院の医師・職員と分担して開業医訪問等を行い、顔の見える関係づくりに努力しております。

また、開業医訪問やアンケート調査において、様々な御意見や御要望をお聞きしていますので、実現できることからスピード感を持って対応してまいりました。

この5年間、当院が、東海・知多両市の中で信頼される中核病院として認められるよう、私は全力を挙げて努力してまいりましたが、断らない救急、地域完結型医療、いずれもまだまだ道半ばと言えるかもしれません。

最後になりますが、今後とも当院の理念にのっとった病院運営を行うこと、地域の医療ニーズに応じた診療体制を構築するため必要な医師の確保に努力すること、地域の医療機関との顔の見える関係づくり、信頼関係づくりを地道に行っていくことが求められていると確信しております。

答弁は以上でございます。

総務部長（前田達郎）

質問事項2、「衛生センターについて」の1点目、「搬入量の推移について」でございますが、し尿等の搬入につきましては平日のみに限定しており、搬入量につきましては、現施設を稼働した平成8年をピークに、東海市、知多市、両市とも徐々に減少しており、平成30年度の搬入量は平成8年度の搬入量の約60%まで減少しております。日平均搬入量で比較しますと、平成8年度は日平均170.2キロリットルで、平成30年度は日平均103.3キロリットルでございます。

施設での処理は毎日24時間稼働しており、1日当たりの処理量は平成8年度は115.2キロリットルで、平成30年度は69.1キロリットルでございます。

今後の搬入量、処理量につきましては、10年後には1日の搬入量は83.2キロリットルまで減少する見込みで、1日当たりの処理量は55.6キロリットルまで減少する見込みでございます。

次に2点目、「し尿処理施設の運営管理の現状について」でございますが、施設の運営管理につきましては、運転業務について技術員を直接雇用して運営すること

を基本に、雇用の形態を職員の高齢化に伴い、正職員のほか、定年後も再任用職員、再任用後の臨時職員として雇用し、運転管理に必要な人員を維持してまいりました。

平成29年度からは、施設設備の運転維持管理について安定した人員確保及び経費の削減などを検討した結果、技術員の確保につきましては新たに採用して育成していくのではなく、民間に委託することとし、一部運転管理業務を委託して運営しております。

次に3点目、「民間事業者への事業委託の考えについて」でございますが、令和2年度から運転維持管理業務の委託範囲を拡大し、し尿の受入設備や乾燥焼却設備の運転管理部分を追加していく予定でございます。

今後の施設の運営管理については、順次民間事業者へ委託範囲を拡大していく方向で進めておりますが、設備機器の保守委託、内容の精査や修繕工事の計画、実施につきましては、今のところ直接雇用している技術員及び事務職員で実施してまいりたいと考えております。特に、修繕工事につきましては、既に20年以上稼働している設備機器でございますので、毎年保守点検や修繕工事のときに状態を確認し、次年度以降の修繕計画の修正をしながら実施していることから、委託内容に含めるには課題がございます。

しかし、全面委託を行っている施設もあると聞いておりますので、その手法について、該当施設の見学や状況の調査等、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（早川直久）

古侯議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

11番（古侯泰浩）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

今の御答弁の衛生センターについての3つ目の民間事業者への事業委託について、1点確認させていただきます。

部分委託を増やしながら、全体的な委託も先進事例を見て検討していくという御答弁だったと思うんですけれども、私の質問で言いました、将来的には包括的な委託も念頭に置いて検討を進めていくということによろしいのでしょうか。確認させていただきます。

総務部長（前田達郎）

ただいまいただいたことも視野に入れながら、今後の計画の中に考慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（早川直久）

古侯議員、要望がありましたら、発言を許します。

11番（古侯泰浩）

結構でございます。

議長（早川直久）

以上で、11番、古侯泰浩議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

この際暫時休憩といたします。10時55分まで休憩といたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時55分）

議長（早川直久）

続きまして、日程第5、議案第1号「西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明をお願いします。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました、議案第1号「西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る県知事への届出を行う際に添付する、生活環境影響調査書について、調査の結果の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見聴取の方法等を定めるため制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第1号「西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」御説明いたします。

このたびの条例の制定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づいて実施する生活環境影響調査書の縦覧及び意見書の募集について定めるものであり、今後、一般廃棄物処理施設の設置のみでなく、変更の場合にも準用される場合があるため、現在の西知多クリーンセンターを設置しようとしている段階で、将来も見据えた内容で条例を整備するものです。

これまで、都市計画決定権者である知多市が愛知県環境影響評価条例に基づき、西知多クリーンセンターについての環境影響評価手続を実施し、図書の作成や縦覧等を実施してまいりましたが、今後の生活環境影響調査書の作成や縦覧等については、施設の設置主体である西知多医療厚生組合が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行うこととなります。

一般廃棄物処理施設である西知多クリーンセンターの設置に当たりましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、愛知県知事に設置の届出を行う必要があります。この届出に際して、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査である生活環境影響調査の結果等を記載した書類を添付する必要があります。

また、これらの書類を作成するに当たっては、条例で定めるところにより、生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとされています。

内容につきましては、条例の制定となりますので、1条ずつ、御説明いたします。

資料の2枚目、条例案の1ページを御覧ください。

第1条は、この条例の趣旨を定めるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届出に際し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果等を記載した書類の縦覧の手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書の提出の方法を定めることにより、設置または変更に関し、利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とするものでございます。

第2条は、縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類を定めるもので、し尿処理施設及びごみ処理施設のうち焼却施設を対象とするものでございます。

第3条は、縦覧の場所及び期間等、縦覧の告示事項について規定するものでございます。

2ページをお願いします。

第4条は、縦覧の場所及び期間についての規定でございます。

第5条は、利害関係者は意見書を提出できること、意見書の提出先、提出期間等の告示事項について規定するものでございます。

第6条は、意見書の提出先及び提出期間について規定するものでございます。

第7条は、環境影響評価法または愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価との関係を規定するもので、環境影響評価に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限り、縦覧等の手続を経たものとみなすことを規定するものでございます。

第8条は、他の市町村との協議に関するもので、施設の設置場所や生活環境に影響を及ぼす周辺地域が、東海市及び知多市の区域に属さない市町村の区域に含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に協議することを規定しています。

3ページをお願いします。

第9条は、規則への委任規定でございます。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、ごみ焼却施設設置に際して予定しております生活環境影響調査書の内容は、知多市が作成した環境影響評価の図書を参考に必要項目を整理することができるため、外部に委託することなく組合職員が作成を進めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんのでお願いいたします。それでは質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号「西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第6、議案第2号「令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました、議案第2号「令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるためのものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明申し上げます。

建設課長（浅井紀克）

議案第2号「令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費は、1款衛生費、1項健康増進施設事業費、健康増進施設整備基本計画作成等事業で、健康増進施設建設予定地の敷地に係る条件などが変更される予定となり、新たな検討及び調整に時間を要していることから、年度内に事業が完了しないもので、1,419万1,000円を繰り越すものでございます。

3ページをお願いいたします。

繰越明許費に関する調書で、健康増進施設整備基本計画作成等事業の13節委託料につきましては、令和元年度の執行予定額はなく、全額、繰越執行予定額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号「令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第7、議案第3号「令和2年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました、議案第3号「令和2年度西知多医療厚生組合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億6,380万2,000円で、

前年度に比べ、9,740万2,000円の減額となっております。

これは、他会計分の東海市、知多市の負担金に当たる繰出金が減額となったことなどによるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

「令和2年度西知多医療厚生組合一般会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目1節の負担金につきましては、28億4,285万3,000円で、前年度に対し、1億1,641万3,000円、3.9%の減でございます。

その内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により、一般会計負担金につきましては、東海市、知多市同額の2,634万円で、合計5,268万円でございます。

し尿処理事業特別会計負担金につきましては、東海市から1億8,826万4,000円、知多市から4,920万3,000円の合計2億3,746万7,000円でございます。

ごみ処理事業特別会計負担金につきましては、東海市から1億3,816万円、知多市から1億500万6,000円の合計2億4,316万6,000円でございます。

健康増進施設事業特別会計負担金につきましては、東海市、知多市同額の757万1,000円で、合計1,514万2,000円でございます。

看護専門学校事業特別会計負担金につきましては、東海市、知多市同額の6,219万9,000円で、合計1億2,439万8,000円でございます。

病院事業会計負担金につきましては、東海市から13億1,592万5,000円、知多市から8億5,407万5,000円で、合計21億7,000万円でございます。

2款1項1目1節の繰越金の2,000万円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

3款諸収入、1項1目1節の預金利子につきましては、1,000円を見込んでおります。

2項1目1節の雑入につきましては、職員の生命保険や損害保険の給与控除による保険料納付事務に対しての事務費など、94万8,000円を見込んでおります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

3の歳出について、御説明申し上げます。

1款1項1目議会費につきましては、78万4,000円で、前年度に対し82万2,000円、48.8%の減でございます。

減額の主な理由は、隔年実施といたしました行政視察が2年度は実施年度ではないため、その旅費等の予算計上がされていないことによるものでございます。

議会費の主な内容としまして、1節報酬の54万6,000円につきましては、議員14人分の年間報酬額でございます。

12節委託料の16万5,000円につきましては、定例議会及び臨時議会の会議録音声データの反訳委託料でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費につきましては、28億6,199万3,000円、前年度に対し、9,658万円、3.3%の減でございます。

1節報酬の149万8,000円につきましては、監査委員、情報公開・個人情報保護審査会委員など12人分の報酬のほか、組合事務職員の育児休業や病気休職等に対応するため、会計年度任用職員1人分の報酬を計上したものでございます。

2節給料の2,547万2,000円、3節職員手当等の2,033万6,000円、12ページ、13ページをお願いいたします。

4節共済費の930万6,000円につきましては、総務部長、総務課職員5人の計6人分の人件費でございます。

11節役務費の159万6,000円につきましては、組合の施設間事務ネットワークの回線料などの通信運搬費、公用車に係る法定点検手数料や保険料などがございます。

12節委託料の910万8,000円につきましては、事務事業委託料として、公平委員会事務委託料はじめ6件、施設維持管理委託料として、管理棟清掃委託料はじめ6件を計上いたしました。

13節使用料及び賃借料の101万4,000円につきましては、例規執務サポ

ートシステム使用料や事務用機器借上料などでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

17節備品購入費の55万円は、平成22年に購入した簡易印刷機の交換部品が製造中止となり、今後の修繕が見込めないため更新するものです。

27節繰出金の27億9,017万3,000円につきましては、し尿処理事業特別会計をはじめとする4つの特別会計及び病院事業会計への負担金の繰出金でございます。

3款公債費でございますが、1項1目22節償還金、利子及び割引料の2万5,000円につきましては、一時借入金の利子を計上したものでございます。

4款1項1目予備費につきましては、100万円を計上いたしました。

16ページからは、特別職の報酬、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

13番（夏目豊）

1点お願いします。

10ページ、2款総務費は減額となっておりますが、中でも12節委託料の減額が多いと思いますが、その内容についてお伺いいたします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の12節委託料の減額の理由についてでございますが、施設維持管理委託料の5つ目、松くい虫駆除等業務委託料が隔年実施のため、今回計上し、増額となったものの、元年度予算に計上しました、会計年度任用職員制度の導入に伴う人事給与システム改修委託料及びWindows7のサポート終了を受け購入した事務用端末機のセットアップ委託料が元年度限りの委託でございましたので、この2件の元年度予算1,367万5,000円が減額となり、12節委託料全体で1,261万1,000円の減額となったものでございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第3号「令和2年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第8、議案第4号「令和2年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました、議案第4号「令和2年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,648万9,000円で、前年度に比べ6,993万8,000円の増額となっております。これは主に、工事請負費の増額によるものでございます。

なお、詳細につきましては衛生センター所長から御説明申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

「令和2年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

2 の歳入から御説明申し上げます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目 1 節の事業総務使用料の 9, 000 円につきましては、行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節の繰入金の 2 億 3, 746 万 7, 000 円につきましては、一般会計からの負担金の繰入分でございます。

3 款 1 項 1 目 1 節の繰越金の 1, 900 万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

4 款 諸収入、1 項 1 目 1 節の雑入の 1 万 3, 000 円につきましては、再任用職員の雇用保険被保険者負担金などでございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

続きまして、3 の歳出について御説明申し上げます。

1 款 衛生費、1 項 1 目 事業総務費につきましては、2, 716 万 3, 000 円、前年度に対し、471 万 6, 000 円、14. 8% の減でございます。

主なものといたしましては、衛生センターの常勤職員 2 人、再任用職員 2 人の合計 4 人分の人件費として、2 節 給料 1, 317 万 3, 000 円、3 節 職員手当等 860 万 7, 000 円、4 節 共済費 466 万 9, 000 円の合計 2, 644 万 9, 000 円でございます。

施設の運転維持管理業務委託を拡大し、臨時職員を廃止としたことから、前年度臨時職員の賃金や社会保険料等、466 万円の減額となりました。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

2 目し尿処理費につきましては、2 億 2, 730 万 1, 000 円で、前年度に対し、7, 465 万 4, 000 円、48. 9% の増でございます。

10 節 需用費の 4, 587 万 3, 000 円につきましては、処理用薬品、処理施設用消耗資材などの消耗品費、重油などの燃料費、電気料などの光熱水費などでございます。

消耗品費につきましては、薬剤等の使用状況による購入見込み量の減少等により、また、燃料費は燃料用重油の購入単価の実績から元年度予算より単価の減を見込み、前年度に対し 286 万 8, 000 円、5. 9% の減でございます。

1 2 節委託料の5,067万円につきましては、水質検査委託料、槽清掃委託料、処理施設運転維持管理業務委託料など14件分の委託料で、前年度と比較し、2,414万6,000円、91.0%の増でございます。

増額の主な理由は、事務事業委託料の7つ目、処理施設運転維持管理業務委託料の委託範囲の拡大による増額、また、その下の2件、焼却設備の工事期間中、脱水汚泥を外部に処理委託するための脱水汚泥運搬処理委託料と、処理水の放流先の変更に伴う埋設放流管の処理についての検討を行うための放流管廃止方針検討業務委託料を新規で計上したことなどによるものです。

1 4 節工事請負費の1億2,635万3,000円につきましては、定期修繕工事が3件分、計画修繕工事が18件分の工事費及び突発修繕に対応するためのその他修繕工事費でございます。

前年度との比較では、5,166万8,000円、69.2%の増でございますが、これは処理施設の修繕計画において、隔年や2、3年おきに実施することとしている工事について、元年度は14件でしたが、2年度での実施が18件と多いことによるものでございます。

1 7 節備品購入費は、平成13年度に購入した高圧洗浄機が継続して運転できなくなり、交換部品が製造中止のため修理不能となったため、更新するものでございます。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

2 款公債費、1 項1 目利子につきましては、一時借入金の利子2万5,000円を計上したものでございます。

3 款1 項1 目予備費につきましては、200万円を計上いたしました。

1 4 ページからは給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

1 3 番（夏目豊）

1 点お願いします。

予算の重点施策の概要に記載されています、16ページ、第1款衛生費、処理施

設整備事業が増額しているということで、18件ということでありましたけども、その内容について伺いたします。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

御質問の処理施設整備事業が増額している内容についてでございますが、予算の重点施策の概要に、主要事業の概要として掲載しております工事は、2年度予算に計上しました工事のうち、1件100万円以上のものがございます。

この表のうち、2年から5年ごとに実施している計画修繕工事の件数が2年度は17件でございますが、元年度は12件でしたので、5件増加していることが主な要因ではございます。

また、工事の内容につきましても、前回の修繕工事の際に状態を確認して次回修繕すべき個所の見直しを行い、設計変更を行っており、計画修繕工事の13行目、円形低騒音型冷却塔修繕工事については、冷却塔本体の状態が悪化したため、整備工事から本体を更新する工事に変更し、その2行下の計装設備取替修繕工事については、設置後20年以上経過した流量計が老朽化により計量誤差が発生し、修理部品もないため、元年度更新した残りの流量計17台の取替えを行うため、計上したことなどが、増額の理由に当たります。

以上でございます。

13番（夏目豊）

わかりました。ありがとうございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第4号「令和2年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」につい

て、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第9、議案第5号「令和2年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました、議案第5号「令和2年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,332万4,000円で、前年度と比べ、1億6,613万3,000円の増額となっております。

これは、主に知多市清掃センター管理棟等機能補償負担金の増額によるものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長（浅井紀克）

「令和2年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」の詳細につきまして、事項別明細書により、御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から、御説明申し上げます。

1款1項1目1節のごみ処理事業費国庫補助金、229万3,000円につきましては、ごみ処理施設の整備事業を実施するに当たり、国から交付される交付金で、前年度に対し、394万3,000円の減額でございます。

2款1項1目1節の繰入金、2億4,316万6,000円につきましては、一般会計からの負担金の繰入で、前年度に対し、1億6,950万2,000円の増額でございます。

3款1項1目1節の繰越金、786万5,000円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について、御説明申し上げます。

1款衛生費、1項ごみ処理事業費、1目事業総務費につきましては、2,200万9,000円で、前年度に対し、1,268万5,000円、36.6%の減額でございます。

2節給料の872万8,000円、3節職員手当等の797万2,000円、4節共済費の335万円につきましては、職員2人分の人件費でございます。

10節需用費の56万3,000円につきましては、事務用消耗品や書籍などの購入費のほか、印刷製本費として事業の進捗状況等に関する情報提供のため、両市の広報紙へ掲載する費用などで、前年度に対し、4万6,000円の減額でございます。

12節委託料の100万2,000円につきましては、地下水モニタリング調査業務委託料やクモ類環境保全措置業務委託料などで、前年度に対し、1,287万6,000円の減額となっております。

2目ごみ処理施設建設費につきましては、2億3,031万5,000円で、前年度に対し、1億7,881万8,000円、347.2%の増額でございます。

2節給料の770万1,000円、10ページ、11ページをお願いいたします。

3節職員手当等の792万2,000円、4節共済費の274万5,000円につきましては、職員2人分の人件費でございます。

12節委託料の755万1,000円につきましては、ごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザリー業務として、契約書等の必要な資料の作成や優先交渉権者との協議支援に関する業務の委託料などで、前年度に対し、780万6,000円の減額でございます。

なお、アドバイザリー業務につきましては、2年度までの債務負担行為による契約を行っております。

18節負担金、補助及び交付金の2億412万円につきましては、西知多クリーンセンター建設に伴う、知多市清掃センター管理棟等の機能補償の費用として組合が知多市に支払う負担金などで、前年度に対し、1億8,872万円の増額ござ

います。

2款1項1目予備費につきましては、100万円でございます。

12ページから17ページまでは、給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書の過年度議決分は、30年度予算で議決をいただいたごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務委託で、2年度の支出予定額は750万6,000円でございます。

当該年度分のごみ処理施設整備・運営事業につきましては、設計・建設から20年間の運営までの一連の業務について債務負担行為とするもので、3年度から25年度までの支出予定額は326億8,870万円でございます。

ごみ処理施設整備・運営事業建設工事監理委託料につきましては、設計・建設の一連の管理業務について債務負担行為とするもので、3年度から5年度までの支出予定額は2億1,173万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

13番（夏目豊）

1点お願いします。

11ページ、1款1項2目18節負担金補助及び交付金の中で、知多市清掃センター管理棟等機能補償負担金の内容について伺います。

建設課長（浅井紀克）

御質問の「知多市清掃センター管理棟等機能補償負担金の内容について」でございますが、西知多クリーンセンターの建設に伴い、現知多市清掃センターの管理棟等が建設区域となり、知多市ごみ対策課の事務所を移転する必要があります。このため、移転先である知多市リサイクルプラザの改修工事等に係る費用を、平成30年10月の両市の協議書に基づき、機能補償として組合が負担するものでございます。

以上でございます。

13番（夏目豊）

わかりました。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号「令和2年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第10、議案第6号「令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました、議案第6号「令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,864万2,000円で、前年度に比べ3,812万8,000円の減額となっております。これは、主に委託料の減額によるものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長（浅井紀克）

「令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により、御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から、御説明申し上げます。

1款1項1目1節の繰入金、1,514万2,000円につきましては、一般会計からの負担金の繰り入れで、前年度に対し、4,162万8,000円の減額でございます。

2款1項1目1節の繰越金、350万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について、御説明申し上げます。

1款衛生費、1項健康増進施設事業費、1目事業総務費につきましては、1,764万2,000円で、前年度に対し、3,812万8,000円、68.4%の減額でございます。

2節給料の744万2,000円、3節職員手当等の678万8,000円、4節共済費の275万1,000円につきましては、職員2人分の人件費でございます。

7節報償費の9万円につきましては、健康増進施設整備基本計画の策定に当たり、学識経験者から専門的な視点でアドバイスをいただく策定アドバイザー2人分の報償費でございます。

8節旅費の3万8,000円につきましては、基本計画策定アドバイザーの旅費の費用弁償等でございます。

10節需用費の42万8,000円につきましては、事務用消耗品や書籍などの購入費のほか、印刷製本費として、事業の進捗状況等に関する情報提供のため、両市の広報紙へ掲載する費用などがございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2款1項1目予備費につきましては、100万円でございます。

12ページから17ページまでは、給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号「令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第11、議案第7号「令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

看護専門学校長（竹内晴子）

ただいま上程されました、議案第7号「令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,757万2,000円で、前年度に比べ、25万1,000円の減額となりました。

なお、詳細につきましては、庶務課長より御説明申し上げます。

庶務課長（中田昭夫）

「令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入の主なものを御説明申し上げます。

1款1項1目1節の看護専門学校使用料の1,638万6,000円につきましては、看護専門学校授業料及び行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。

1款2項1目1節の看護専門学校手数料の340万4,000円につきましては、受験料、入学金などでございます。

3款1項1目1節の繰入金の1億2,439万8,000円につきましては、一般会計から特別会計へ繰り入れるものでございます。

4款1項1目1節の繰越金1,300万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款看護学校費、1項1目事業総務費につきましては、1億3,407万9,000円、前年度に対し、100万7,000円、0.7%の減でございます。

主なものといたしましては、常勤職員13人、任期付短時間勤務職員1人の合計14人分の経費として、2節給料の5,593万7,000円、3節職員手当等の4,186万5,000円、4節共済費の1,905万5,000円でございます。

12節委託料の435万9,000円につきましては、事務事業委託料1件、施設維持管理委託料として、清掃委託料はじめ11件を計上いたしました。

12ページ、13ページをお願いいたします。

17節の備品購入費につきましては、応接室空調機及び視聴覚室の音響機器を更新するものでございます。

次に、1款1項2目看護専門学校費につきましては、2,299万3,000円、前年度に対し、75万6,000円、3.4%の増でございます。これは、実習委託料の増額によるものでございます。

7節の報償費のうち、入学試験問題作成等謝礼金は、推薦入学の一般教養の問題

作成及び採点、一般入学試験 3 科目分の問題作成及び採点の謝礼です。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いいたします。

1 7 節備品購入費につきましては、図書等及び教材備品を更新するものでございます。

1 8 節負担金、補助及び交付金につきましては、教員養成講習会の長期コースをはじめ、専任教員のスキルアップをするための研修参加負担金などを計上しています。

2 款予備費につきましては、前年度と同額の 5 0 万円を計上させていただきました。

1 6 ページからは、給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

2 2 ページ、2 3 ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書につきまして、3 0 年度予算で議決をいただいた学生指導用のパソコン借上料として、令和 2 年度から 5 年度までの支出予定額は 2 1 7 万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

1 2 番（渡邊真弓）

2 点、お伺いいたします。

1 3 ページ、1 款 1 項 1 目 1 7 節備品購入費、前年度に比べて多くなっている理由について、お願いいたします。

もう 1 点、2 6 節公課費の内容についてお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

庶務課長（中田昭夫）

御質問の 1 点目、「1 7 節備品購入費が前年度に比べて増となっている理由について」でございますが、今年度、図書室の空調機 2 台を更新いたしました。来年度は授業で使う視聴覚室の音響機器を更新する計画をしております。これらの機器は、老朽化に伴い更新するものでございます。

また、今年度、応接室の空調機が老朽化により配水管が詰まり、応急処置で対応

しておりますので、来年度の夏に備え、前倒しで更新するためでございます。

次に、2点目の1款1項1目26節公課費の内容についてでございますが、来年度車検を迎える、当校が所有する普通車1台と軽自動車1台の自動車重量税でございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

13番（夏目豊）

1点、お願いいたします。

7ページ、1款2項1目1節看護専門学校手数料、看護専門学校受験料の関連で、最近の受験者の応募状況と募集に関する課題等はあるのかをお伺いいたします。

庶務課長（中田昭夫）

御質問の歳入の看護専門学校受験料の関連で、最近の受験者の応募状況と募集に関する課題はあるかでございますが、当校の入学試験につきましては、定員30名に対しまして推薦入試と一般入試を実施しております。受験料は1万円で、県内の県立を除く公立の看護専門学校の半数以上が当校と同じ1万円であります。

応募状況につきましては、推薦・一般合わせて、令和2年度入学生入学試験は106名、令和元年度入学生入学試験は118名、平成30年度入学生入学試験は115名と毎年100名以上の応募があります。

募集に関する課題につきましては、毎年5月に知多半島内の各高校を訪問し、優秀な生徒の推薦をお願いしているところでございますが、今後はさらに推薦入試での応募者を増やしていきたいと考えております。また、一般入試では、大学の看護学部や他の学校の選択肢が増えたことで、試験日程や試験科目の見直しが課題となっております。今後も学校訪問やオープンキャンパス、学校説明会で当校の魅力を訴え、100名以上の応募者を確保しつつ、質の高い学生の確保に努めてまいります。

以上でございます。

13番（夏目豊）

ありがとうございました。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号「令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第12、議案第8号「令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

病院事務局長（後藤輝夫）

ただいま上程されました、議案第8号「令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

それでは1ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量で、病床数は一般病床468床、年間患者数は、入院患者数13万4,320人、外来患者数19万6,587人、1日平均患者数は、入院患者数368人、外来患者数809人を予定し、主要な建設改良事業では、建設改良費として、新駅接続道整備事業に係る工事費等2,678万円、資産購入費として、医療機器等購入費1億5,739万円を予定しました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款病院事業収益は141

億16万円、支出の第1款病院事業費用は141億5,507万円を予定しました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、1枚はねていただき、2ページをお願いいたします。

収入の第1款資本的収入は、5億2,892万円、支出の第1款資本的支出は、9億3,449万円を予定いたしました。

第5条の企業債は、施設整備について1,000万円、医療機器等整備について1億5,000万円を、それぞれ限度額として定めたものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を15億円とし、第7条は、経費の流用ができる場合を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない費用について定めております。

第9条は、一般会計から補助金を受ける金額を、4億4,395万円とし、第10条は、たな卸資産の購入限度額を、28億1,660万円と定めたものでございます。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（阿知波晋）

「令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計予定額明細書により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入で、第1款病院事業収益、第1項1目入院収益は、75億848万円の計上で、1日平均患者数を368人と見込み、2目外来収益は、29億2,521万円の計上で、1日平均患者数を809人と見込んだものでございます。

3目その他医業収益12億6,959万円の主な内容は、個室使用料、予防接種・集団健診、人間ドック、個人健診等の収益及び救急医療の確保などに要する経費として収入する一般会計負担金などでございます。

続きまして、第2項医業外収益は、21億123万円の計上で、主な内容としまして、2目他会計補助金は、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費や医師確保対策に要する経費などに係る一般会計補助金、4目他会計負担金は、リハビリテーション及び高度医療などに要する経費に係る一般会計負担金などでございます。

右のページに移っていただき、中ほど6目退職手当相当額負担金、1億3,480万円は、職員の身分移行に伴う退職手当相当額に係る一般会計負担金でございます。

1枚はねていただき、28ページからの支出をお願いいたします。

第1款病院事業費用、第1項1目給与費、70億739万円の主な内容は、医師83人、看護師452人など、常勤職員741人分のほか、非常勤職員分を含む人件費でございます。

2目材料費、25億6,050万円の主な内容は、8節薬品費及び9節の診療材料費等でございます。

3目経費、26億9,278万円の主な内容は、このページ一番下、18節光熱水費の施設の電気料金やガス料金など、右のページ29ページをお願いいたします。

上から4行目、22節修繕費として、医療機器及び建物等施設などの修繕料、24節賃借料として、医療機器や職員住宅などの借上料、26節委託料として、医事業務、給食業務、施設管理運転などの委託料、1枚はねていただき、30ページをお願いいたします。

上から、節の4行目、30節手数料として、医師紹介手数料などがございます。

このページ中ほど、4目減価償却費13億5,999万円は、建物、建物附属設備、器械備品などに係る減価償却費でございます。

右のページ31ページをお願いいたします。

第2項医業外費用3億2,827万円は雑損失など、第3項特別損失8,480万円は過年度損益修正損など、第4項予備費は1,000万円の計上でございます。

1枚はねていただき、32ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入、第1項1目企業債、1億6,000万円は、新駅接続道整備及び医療機器等整備に係る借入、第2項1目他会計負担金3億6,612万円は、建設改良に要する経費に係る負担金、第3項1目長期貸付金返還金は、10万円の計上でございます。

続きまして、支出に移り、第1款資本的支出、第1項1目建設改良費2,678万円の主な内容は、新駅接続道整備工事設計委託料及び井水設備増設工事費等でございます。

2目資産購入費1億5,739万円は、医療機器等の購入費でございます。

第2項1目企業債償還金7億808万円は、建設及び施設整備等の企業債償還元

金でございます。

第3項1目長期貸付金4,224万円は、看護師等の養成施設を卒業後、組合の設置する病院に勤務する者に修学資金を貸与するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（早川直久）

皆様には、あらかじめ申し上げます。

答弁がお昼にかかりますけど、続けさせていただきますのでお願いいたします。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

4番（北川明夫）

今回の当初予算収入のうち、両市からの繰入金総額というのが21億7,000万円で予定されているわけですが、平成30年度決算の31億6,600万、あるいは令和元年度予算の24億4,000万に比較しますと抑制的であるということ踏まえまして、予算書の資料の中で23ページ、24ページを見てまいりますと、令和元年度の予定損益計算書によりますと、医業損失が約19億円と、引き続き多額であるということ。24ページの令和元年度の予定貸借対照表によりますと、現金預金が500万円余と、ごくごく少額になっていることからいたしますと、大変資金収支が厳しいと、そういう状況だろうと推察いたしますが、年度末までの資金繰りをどう対応されるのかということが1点。

もう1点は、6ページから7ページにかけまして、先ほど申し上げました他会計補助金等の一般会計繰入金がそれぞれ区分されて計上されておりますけれども、こういう継続的な資金不足が続く中で、他会計補助金や他会計負担金などの内容と金額設定については、どのような考え方なのかお伺いいたします。

管理課長（阿知波晋）

御質問の1点目、「年度末までの資金繰りをどのように対応するかについて」、でございますが、支出が増加する企業債償還月の9月、期末手当等支給月の6月及び12月に、一般会計からの繰入金をいただいておりますが、現在は、毎月の給与支給日及び月末の委託料等諸経費支払日と、愛知県国民健康保険団体連合会等からの診療報酬収入の入金日との日にちのずれによって生じる資金不足に対応するため、民間金融機関から一時借入金を実施している状況でございます。

令和2年3月31日付では、開院時の医療機器等整備に充てた企業債償還金相当

額で約7億円の一時借入が予想される状況でございます。

続きまして、御質問の2点目、「継続的な資金不足が続く中で、他会計補助金や他会計負担金等の内容と金額設定についての考え方」、でございますが、地方公営企業である公立病院は、原則として独立採算を求められておりますが、一方で、地方公営企業法第17条の2の規程により、特定の条件を満たす経費については、地方自治体が公営企業に繰出金として経費を負担することとされているため、当院におきましても、総務省から示される地方公営企業繰出金に係る基本的な考え方に基づいて繰入金の算定をしているところでございます。

その内容といたしましては、はじめに収益的収入及び支出の収入で、医業外収益の他会計補助金は医師確保対策、研究研修経費、基礎年金拠出金負担分、院内保育所運営に要する経費等、主に経営基盤強化に必要な経費に対する繰入金で、次に、他会計負担金については、高額医療機器と人材確保を必要とする高度医療に要する経費等の、不採算であっても公立病院として実施せざるを得ない事業であって、これに伴う収入をもって充てることができない経費に対する繰入金を計上しているものでございます。

また、退職手当相当額負担金は、平成27年度に両市から組合に身分移行した職員の退職手当に係る経費を令和8年度まで分割して負担いただく繰出金で、総務省からの通知に基づかない構成市との独自ルールに基づく繰入で、基準外繰入金と呼ばれるものでございます。

なお、医業収益の、その他医業収益12億6,959万円につきましては、救急医療の確保及び保健衛生行政事務に要する事業であって、これに伴う収入をもって充てることができない経費に対する繰出金4億4,097万円を含んでいるものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の収入、他会計負担金及び他会計補助金は、病院の建設改良に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができない経費に対する繰入金を計上しているものでございます。

継続的な資金不足が続いている状況ではございますが、医師確保に伴う患者確保等による増収に努めるなど、これまで以上に職員一丸となって経営改善を推進し、いわゆる基準外繰入は、原則、退職手当相当額負担金のみとし、総務省から示される地方公営企業繰出金の基準に基づく基準内繰入を今後も予算要求をしていくもの

でございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

7番（井上純一）

それでは、26ページ。まず収益的収入及び支出のところの1款の入院収益について伺います。

入院収益で3点。この病床稼働率をどのように見ておられるのかということが1点目。それと2点目に、分娩による入院は、この中に含まれているのかということ。それから3点目に、年間入院患者数を平成30年度決算時点で11万6,669人から、来年度の予算は13万4,320人と1万7,651人の増員を見込む根拠というのは一体何でしょうかということです。

それから続いて、同じく26ページの2項5目の長期前受金戻入についてですけども、長期前受金戻入は、基本的には減価償却にリンクするのでありますが、平成30年度決算の減価償却費が15億3,500万。そのとき長期前受金戻入が6億100万に対して、この予算では減価償却費が13億6,000万、長期前受金戻入が6億4,100万という、ちょっと多いような気がするんですね。この理由は何でしょうか。

それから27ページ、3項特別利益のところの2目のその他特別利益に計上されている、ここにも長期前受金戻入があるんですけど、これは一体何なのかというのを御説明お願いします。

それから続いて、28ページをお願いします。医業費用の給与費について、3点伺います。

まず1点目は、4節の科目が賃金がなくなって、報酬に4節がなっている。この理由についてお願いします。

それと2点目には、医師数が83人と、これは平成31年1月1日時点で71人から12名の増員となるが、その診療科別の内訳がどうなっているのか。

そして12人医師数が増えることになるんですけども、給与費が平成30年度決算費で529万円の減となっている。その要因は何か御説明お願いします。

以上です。

医事課長（坪井信治）

御質問の1点目、「病床稼働率はどれくらい見込んでいるのか」についてでございますが、病床稼働率は、稼働病床数423床に対して、87%を見込んでいます。

次に御質問の2点目、「分娩による入院は含まれているのか」についてでございますが、分娩開始を10月から毎月4人、分娩患者1人当たり7日間の入院で診療費用を50万円と想定し、入院収益は1,200万円の増、延べ入院患者数は168人の増を見込んでいます。

次に、御質問の3点目、「年間患者数を平成30年度決算11万6,669人から13万4,320人と1万7,651人増員を見込む根拠は何か」についてでございますが、令和元年度の見込患者数をもとに、消化器内科、消化器外科、小児科、整形外科、脳神経内科及び産科の常勤医師増員による患者数の入院患者数の増加分として、令和元年度の医師1人当たりの入院患者数掛ける0.5相当分を加えて算出したものです。

管理課長（阿知波晋）

御質問の4点目、「長期前受金戻入は、基本的に減価償却費にリンクするものであるが、平成30年度決算減価償却費15億3,500万、長期前受金戻入6億100万に対し、令和2年度予算では減価償却費13億6,000万、長期前受金戻入6億4,100万となっている理由」についてでございますが、長期前受金戻入は、平成26年度から適用されている地方公営企業会計制度の見直しに伴い、償却資産の取得、または改良に充てるために交付された補助金・負担金等、交付を受けた金額に相当する額を長期前受金として、負債の部の繰延収益に計上し、減価償却による費用化に合わせて収益化するものでございまして、施設の整備等に対する補助金などは、発生主義である公営企業会計におきましては、取得した資産の減価償却による費用化に合わせて収益化するものでございますが、そのほかに施設整備等建設改良に充てた企業債に係る元金償還金に対する繰入金についても、補助金等と同様に取り扱うこととされており、平成27年に発行した病院建設に伴う企業債が5年の据置期間を過ぎ、令和2年度から償還が開始となったため、その財源として、繰出基準に基づき、令和2年度に一般会計から繰り出される当該繰入金におきましても、補助金等と同様に減価償却見合分を収益化しているためでございます。

続きまして、御質問の5点目、「その他特別利益に計上されている長期前受金戻

入の2億9,400万円の内容」についてでございますが、平成27年に発行した病院建設に伴う企業債が5年の据置期間を過ぎまして、令和2年度から償還が開始となったため、その財源として、繰出基準に基づき一般会計から繰り出される当該繰入金のうち、当年度分の減価償却見合いの収益額を上回った分を過年度分の収益化として充てることのできるため、特別利益のその他特別利益、長期前受金戻入で計上しているものでございます。

人事管理室長（和田真貴）

続きまして、28ページ、支出の1目給与費についての御質問の1点目、「4節の科目が賃金から報酬に変更になった理由は何か」についてでございますが、これは地方自治法の改正により新設されました会計年度任用制度が令和2年度から施行されることに伴うもので、地方自治法において、会計年度任用職員が一般職の職員とされたことから、同一職種同一賃金の趣旨に鑑みて、その労働対価をフルタイム勤務者については給料として、またパートタイム勤務者については報酬として支給することとなりました。本組合では、パートタイムである短時間勤務会計年度任用職員のみを採用としており、そのため支出科目を従来の賃金から報酬に変更したものでございます。

続きまして、給与費についての御質問の2点目、「医師数が平成31年1月1日の71人から83人と12人の増員となるが、診療科別の内訳はどのようなものであるか」についてでございますが、消化器内科で3人、脳神経内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、放射線治療科、放射線診断科、救急科、麻酔科、健診科、検査部門の検体管理で各1人の合計12の科で14人の増員を見込んでおります一方、退職等により副院長で2人、内分泌・代謝内科で1人の合計3人の減員を見込んでおり、差し引きで11人の増員を計画するものです。なお、残りの1人分につきましては、短時間勤務の医師についての予算資料の集計基準が異なることから生じた差で、実質的な増員はございません。

続きまして、給与費についての御質問の3点目、「医師数12人増でも給与費が対平成30年度決算比で529万円減となっているがその要因は何か」についてでございますが、会計年度任用制度の施行に伴って、非常勤医師の賃金分を報酬ではなく、委託料に組み替えたため、その影響で給与費が減額となったものでございます。

現在、非常勤医師につきましては、その大半が大学医局からの派遣によって当院で臨時職員として勤務しており、身分上は大学医局に在籍しつつ当院と臨時雇用契約を結んでいる状況でございますが、会計年度任用制度では、会計年度任用職員は一般職としての任用となり、地方公務員法上、その身分の取り扱いや権利義務関係の運用が非常勤医師に対する現状と異なるため、令和2年度からは医師個人への診療業務の委託と位置づけ、委託契約により勤務していただくものと整理いたしました。

なお、この委託料も含めました従来の給与費ベースによる平成30年度決算比較では、約4億2,700万円の増額となっております。その増額の内容といたしましては、医師11名、研修医1名の増員、分娩対応としての産科、麻酔科の非常勤医師の増員、放射線治療の非常勤医師の増員のほか、医師を除く非常勤職員の会計年度任用制度への移行による賃金上昇などとなっております。

以上です。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

11番（古俣泰浩）

4点お願いいたします。

28ページ、1款1項2目9節の診療材料費、医療用のマスク、手袋などの費用がここに含まれていると思います。今回のような新たな感染症が発生した際の診療用材料の備蓄の状況について。

2点目、同じく新たな感染症が発生した際の、医師・看護師等の安全対策について伺います。

次は、29ページ、1款1項3目26節委託料、衛生環境整備業務委託料の詳細について。

同じく29ページ、1款1項3目26節委託料、滅菌業務委託料の詳細について。

以上4点伺います。

管理課長（阿知波晋）

御質問の1点目、「新たな感染症が発生した際の診療用材料の備蓄の状態について」でございますが、感染対策の主な個人用防護具として、サージカルマスク、N95マスク、長袖ガウン、グローブ、フェイスシールドなどがあり、それらがあら

かじめセットされている、感染対策防護キットの備蓄が920セットございます。
その他、平常時の使用量で約1週間分の倉庫在庫を保有しております。

新たな感染症が発生した際は、診療用材料の使用状況や今後の使用見込等の情報収集を行い、早期に必要な材料を調達し、在庫量を増やす等の対応をするとともに、調達が困難となる材料については、納入業者、メーカーを含め、代わりとなる材料を調達することで安定的に在庫を確保できるよう努めてまいります。

御質問の2点目、「新たな感染症が発生した際の、医師・看護師等の安全対策について」でございますが、新型コロナウイルスに限らず、呼吸器症状を有する来院者には、せきエチケットとしてサージカルマスクの着用をお願いし、医療従事者は診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施し、感染症の拡大予防に努めています。

標準予防策は、全ての患者の血液・体液、汗を除いた物質、粘膜、創傷皮膚は全て感染の危険性がある対象とみなして、これらに触れた後は手洗いを励行し、触れる恐れがある場合は、手袋、エプロン等の个人防护具を着用することを基本とするものですが、新たな感染症の疑いがある場合には、標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行うこと、その他患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には、空気感染の可能性を考慮し、N95マスクやゴーグルなど眼の防護具、長袖ガウン、手袋を装着するなど、国立感染症研究所のガイダンス通りに対応するよう、院内に周知しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、感染対策専従者が毎日、首相官邸、厚生労働省、国立感染研究所等のホームページ等から最新情報を入手して、電子カルテで情報提供するとともに適切な感染対策について職員に周知を図っています。

続きまして、御質問の3点目、「衛生環境整備業務委託料の詳細について」でございますが、衛生環境整備業務委託は3項目ございます。

1つ目は、被爆放射線量測定委託で、放射線診療従事者の障害防止及び健康管理のため、被爆する線量が期間限度を超過することがないように、装着型の測定器により測定を行うものでございます。

2つ目は、作業環境測定委託で、検査作業従事者の健康障害防止を図るため、検査室内におけるホルムアルデヒド及びメタノールの濃度測定を行うものでございま

す。

3つ目は、X線漏えい線量測定及びR I施設作業環境測定業務委託で、放射線障害の発生するおそれのある場所について放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況測定を行うものでございます。

次に、御質問の4点目、「滅菌業務委託料の詳細について」でございますが、滅菌業務は手術室で使用するメスやはさみ、ピンセットなどの使用した手術器材の回収、分解、表面の清掃、異物の除去、洗浄、高圧滅菌、消毒、乾燥、組立、在庫管理を一括して行っている業務でございます。

滅菌業務は作業工程が多く、かつ部品点数と種類が多い中、限られた時間内で一連の業務を正確に行う必要があります、手術器材の取り違いや洗浄・消毒方法の誤りは医療事故のもととなることから、一連の滅菌業務を習得するには時間と教育体制の整備、専門知識が求められます。

滅菌業務を委託化することで看護師・看護助手の負担軽減、看護師が手術に携わる時間の拡充とともに医療の質の向上、看護要員の適正配置など、限られた人的資源を有効に活用することが可能となっております。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（渡邊真弓）

5点お願いいたします。

7ページ、収益的収入及び支出の支出のところの1款3項1目過年度損益修正損の内容についてお願いいたします。

2点目、7ページ、資本的収入及び支出、収入のところの1款4項1目他会計補助金の内容についてお願いいたします。

3点目、26ページ、収益的収入及び支出の収入のところの1款1項1目1節入院収益で、前年度と比べまして医師数が増加しているのに対しまして、1人1日平均収益が下がっている理由についてお願いいたします。

4点目、29ページの収益的収入及び支出の支出の1款1項3目24節の白衣等借上料が前年度予算に比較いたしまして大幅に減額となった理由についてお願いいたします。

5点目、31ページの収益的収入及び支出の支出のところ、1款1項6目研究研修費の内容についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

管理課長（阿知波晋）

御質問の1点目、「支出、1款3項1目過年度損益修正損の内容について」でございますが、過年度損益修正損は、その発生事由が過去の年度に属する過年度の減収分によるものでございます。

なお、予算額6,962万円の内訳につきましては、愛知県国保連合会等に対する診療報酬の請求は2か月後の入金となるため、2月分及び3月分の診療報酬請求分は、翌年度の4月と5月に入金となり、入金時発生する査定及び返戻に伴う減額につきましては、過年度分の調定の減額となりますので、過年度の減収分として、6,797万円を予算計上しており、また、保険変更等に伴う患者への還付分等で、165万円を予算計上しているものでございます。

次に、御質問の2点目、「収入、1款4項1目他会計補助金の内容について」でございますが、当院の北東に開業予定の新駅との接続道整備を実施していくに当たり、令和2年度については、工事の実施設計費として委託料を1,543万円計上しており、財源として、社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業の補助対象額540万円のうち、国費が2分の1の270万円となり、残りの270万円が両市からの負担金となるため、他会計補助金に計上しているものでございます。

なお、残りの1,003万円の財源につきましては、企業債等を予定しているものでございます。

経営戦略室長（杉山誠一）

御質問の3点目、「入院収益で前年度と比べ、医師数が増加しているのに1人1日平均収益が下がっている理由について」でございますが、主な理由は、令和2年度、産婦人科医師の増員見込に伴い、年間の分娩取扱件数を24件、入院収益は1,200万円を見込み、業務予定量でございます年間入院患者数13万4,320人で割り返しました1人1日平均収益は89円となり、令和元年度についても同様に分娩開始を見込んでおり、年間の分娩件数210件、9,855万円の入院収益を見込み、業務予定量の年間入院患者数12万3,708人で割り返しました1人1日平均収益については797円を見込んでおりましたので、分娩に関する分での1人1日平均収益で、前年度比較708円の減になっております。

また、病院の施設基準につきましては、医師数の配置だけではなく、勤務医師の経験年数などといった届出要件がございまして、令和元年度中に施設基準を満たさなくなったため、下位の施設基準へ届出変更を行いました特定集中治療室管理料などによる影響で、前年度比較750円の減となっております。

今後、新規及び紹介患者の獲得、新規及び上位施設基準の取得などによる収益向上に努めてまいります。

人事管理室長（和田真貴）

御質問の4点目、29ページ、1款1目3項24節の「白衣等借上料が前年度予算に比較して大幅に減額となった理由について」でございしますが、医療職に貸与している白衣等は複数種類の形、色の中から1人当たりの上限枚数内で自由に組み合わせ選べるようにしていましたが、令和2年度からは、形と色の種類を減らして貸与することとしました。1人当たりの貸与上限枚数は変更していませんので、貸与業者としましては調達の種類が減るとともに、1種類当たりの調達枚数が増えることとなり、このことが調達価格に影響を及ぼしたのではないかと推測しております。しかし、一番の理由としましては、競争入札において、新規業者の参入により生じた価格競争の影響であると考えております。

続きまして、質問の5点目、31ページ、1款1項6目の「研究研修費の内容について」でございしますが、そのうちの謝金につきましては、研修医の勉強会、医療安全や感染対策の研修会、病院で開催する各種講習会等20回分の講師への謝礼等でございます。

次に図書費につきましては、医学図書、医学雑誌の購入費で、医師については各個人に、その他の職については、部署ごとに枠配分により上限額を割り当てております。

旅費につきましては、医師、看護師をはじめ、各種医療スタッフ及び事務員の研修、学会参加等の旅費のほか、研修等講師への費用弁償が内容となっております。

研究雑費につきましては、研修や学会への参加負担金、講習会等において使用する資材の材料費、研修修了後の資格認定料などとなっております。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

13番（夏目豊）

よろしく申し上げます。

1点目、予算の重点施策の概要の17ページで、医療機器等整備事業で診療機能維持に必要な医療機器等を整備するとありますが、至近の計画を含め、詳細な内容についてお伺いします。

次に、28ページ、支出、1款1項1目給与費で、医師83人（前年プラス12人）、看護師452人（前年プラス12人）とありますが、達成可能な目標なのかをお伺いします。

次に、達成できなければ収益、入院外来目標も達成できないのかお伺いします。

それから全体として、新型肺炎の対策も必要となる可能性があると思いますが、予算の中に感染症対策も含まれていると思いますが、本予算の中で対応が可能なのかお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

管理課長（阿知波晋）

御質問の1点目、「医療機器等整備事業で「診療機能維持に必要な医療機器等を整備する」とあるが、至近の計画も含めた詳細な内容」についてでございますが、

詳細としましては、まず現在配備済の医療機器で、耐用年数を超過し、通常の使用に耐えられないもの、または、点検修理に関する部品供給等の終了が販売者より提示され、今後の安定した使用が困難と判断されたものにつきまして、現状の診療機能を維持するために更新購入を行うものでございます。

ほかにも、患者数の増加及び医療安全上必要となったもの等を追加、または新規で購入することで、現状の診療内容に則した医療機器等を整備するものでございます。

なお、至近の計画としましては、既に部品供給の終了が提示されました健診センター配備の胸部撮影システム及び内視鏡センター配備の治療用電気手術器、ほか29機器が令和2年度の当初購入の予定となっております。

人事管理室長（和田真貴）

次に、御質問の2点目、「給与費で医師83人、看護師452人とあるが、達成可能な目標なのか」についてでございますが、医師の人数は、本年2月1日現在におきまして、短時間勤務医師1名を含め73人でございまして、今後4月採用が内

定している分として外科で2人、消化器内科、小児科、整形外科、産婦人科、麻酔科、健診科、検査部門の検体管理で各1人の合計8科9人でございます。これに定年退職等による減員が2人ございますので、差し引き7人の増員となり、令和2年度の医師数は、80人でスタートすることになります。

予算との差である残りの3人分につきましては、退職後不補充となっている診療科や診療機能上、優先的に充実させる必要がある診療科に重点を置き、大学医局との連携強化や就労環境の整備等を推進することで、早期に確保できるよう努めてまいります。

また、看護師につきましても、本年2月1日現在で436人、これに年度末退職者と新規採用内定者分を算定いたしまして、令和2年度当初は444人となります。

予算との差であります8人分につきましては、経験者の随時募集等により、人員確保してまいります。

経営戦略室長（杉山誠一）

続いての御質問の「達成できなければ、収益（入院・外来）目標も達成できないのか」についてでございますが、令和2年度12名の常勤医師増に伴う患者数の増加及び検体検査管理加算Ⅳ及び小児入院医療管理料4など、新規施設基準取得などによる診療単価の増加を見込んだものであり、達成できなければ収益目標の達成は厳しい状況になるものと思われまます。

管理課長（阿知波晋）

御質問の4点目、「新型肺炎の対策も必要となる可能性があるが、感染症対策も含まれていると思うが本予算で対応は可能か」についてでございますが、医療施設において、標準予防策の遵守は最も重要な感染対策となっており、手指衛生を行うとともに、空気感染、飛沫感染、接触感染などの経路別感染対策として適切な、個人用防護具の着用が想定されます。

主な個人用防護具として、サージカルマスク、N95マスク、長袖ガウン、グローブ、フェイスシールドなどを予算に計上しており、現状では本予算で対応が可能と考えておりますが、今後も動向を注視し、最新の情報を入手するとともに適切な感染対策に努めてまいります。

以上でございます。

13番（夏目豊）

ありがとうございました。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号「令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

ただいま、議長のお許しを得ましたので、第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議いただき、御議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。まして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（早川直久）

これもちまして、令和2年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を、閉会いたします。終始御協力、ありがとうございました。

(2月14日 午後0時32分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年2月14日

西知多医療厚生組合議会 議長 早川直久

2番署名議員 蔵満秀規

10番署名議員 林正則